事故が発生した場合

1. **負傷者の救護**
   軽傷の場合は、安全な所へ移動してもらい、重傷の場合は、出来る限り体や頭を動かさないようにして救急車の手配をしてください。
2. **警察への連絡**
   保険適用には事故証明が必要となります。
3. **相手方の確認**
   相手方の氏名、住所、連絡先、勤務先、勤務先連絡先など
   相手方の車種、登録番号、自賠責、任意保険など
4. **出発営業所への連絡**
   連絡がない場合、保険適用ができない場合があります。

※相手側と示談はしないでください。保険適用ができなくなります。
※車両のキズ、損傷の大小に関わらず事故扱いとなります。上記の手順を行ってください。
※事故が発生した時点で原則レンタル契約は終了となります。

故障が発生した場合

車両故障や不具合が発生した場合、出発営業所までご連絡をお願いいたします。